

問い合わせ先

(EY India 駐在)

松田 博司・城市 武志・

小林 祐介・早坂 周子・

中原 孝博

(EY Japan 駐在)

ニラドリ・ナグ

黒田 景子

アーンスト・アンド・ヤング・インド、
ジャパン・ビジネス・サービス

Email:

hiroshi.matsuda@in.ey.com

takeshi.joichi@in.ey.com

yusuke.kobayashi@in.ey.com

shuko.hayasaka@in.ey.com

nakahara.takahiro@in.ey.com

nag.nldr@shinnihon.or.jp

kuroda-kk@shinnihon.or.jp

JBS フラッシュニュース

2015 年 7 月号

1. **【税務】GST導入に向けて、2つの委員会を設置**
2. **【税務】プレスリリース:新申告書フォームと申告期限の延長**
3. **【税務】直接税中央委員会が新申告書フォームを公表**
4. **【投資】Make in India: 鉄道インフラ業界の動向(2)**
5. **【コラム】「不正との闘い」: チェンナイ事務所(小林)**



EY

Building a better
working world

6月中旬、GST導入へ向けての委員会が設置され、下旬には今年の個人所得税の確定申告書の新フォームがようやく公表されましたので、本稿ではその動向をお届けします。その他、Make in Indiaシリーズでは先月に引き続き、鉄道インフラ業界の後半を、そして今月から不定期で、各地の日本人駐在員のコラム欄をお送りします。

1. GST 導入に向けて、2つの委員会を設置

2015年6月17日、財務省は、2016年4月1日からのGST導入を推進するため、2つの委員会の設置を発表しました。

運営委員会

- ▶ 運営委員会(Steering Committee)は、税務当局の事務官と、州政府の財務大臣の審議委員会(Empowered Committee)の事務官の共同議長体制のもと組成されます。運営委員会のメンバーには税務当局、物品税関税中央委員会、GSTネットワーク、州政府代表者が含まれます。
- ▶ 運営委員会はGST導入へ向けてのITへの対応状況、GST法案に関する分科委員会の報告書の最終的なまとめ状況、研修のニーズ、あらゆるステークホルダーとの審議状況についてモニタリングします。

GST税率勧告委員会

- ▶ 主席経済顧問の主導による委員会は中央政府及び州政府の現在の歳入水準を維持するようなGST税率を勧告します。
- ▶ 勧告に際し、予測される経済成長率、各種コンプライアンスや課税ベースの拡大についても考慮します。
- ▶ 業界別、州別にGSTの経済に与える影響を分析します。
- ▶ 委員会は2ヶ月以内に報告書を提出する予定です。

一方、ラージヤ・サバー(上院)の選択委員会(Select Committee)はすでに憲法修正案のレビューにとりかかっています。委員会はモンスーン国会の第1週の最終日に報告書を提出する予定であり、憲法修正案の採決前に報告書の審議がなされる予定です。州政府の財務大臣の審議委員会の議長から選択委員会に最近提出された報告書によると、憲法修正案には州が今後5年間の補償を受けられることが盛り込まれています。同時に、選択委員会では憲法修正案において1%の追加税をより明確にすることを検討しています。

GSTネットワークは、オンラインによる登記、納税、申告及び還付手続等、GST導入のためのITインフラの整備を行っています。州政府もまたGST導入に向けて、GST税務調査に係るバックエンドのITインフラの整備を進めています。

2つの委員会の発表はGST導入へ向けての中央政府の最初の重要なステップです。

モンスーン国会で憲法修正案が通過すると、これら2つの委員会は、中央政府自らが課した2016年4月1日の期限に間に合わせるうえで明らかに重要となってきます。しかしながら、中央政府はGSTのITプラットフォームのためのサービスプロバイダーをまだ最終決定していないことから、ITへの対応(4-6ヶ月はかかると言われている)のスケジュール上、非常に困難なチャレンジに直面しています。産業界は大掛かりな業務革新プロセスのための十分な時間が持てないこととなります。

主席経済顧問の主導による委員会は、政府が税収中立レート(GST税率)の見直しをすることを提案しており、これは歓迎すべきステップといえるでしょう。

2. プレスリリース:新申告書フォームと申告期限の延長

2015年5月31日、財務省はプレスリリースを公表し、2014-15年度(2014年4月1日から2015年3月31日)の個人所得税に関する確定申告書への変更点について詳述しました。変更により、確定申告書は簡素化され、納税者の外国資産、銀行口座、費用明細を伴う外国旅行の開示義務が緩和されました。インド居住者となる

外国人の駐在員は、ある条件を満たせば確定申告書に外国資産の報告は要求されなくなります。
また、今年の確定申告期限は2015年7月31日から8月31日への延長が提案されています。

背景

インド税務当局は2015年4月15日に2014-15年度の個人所得税に関する新しい確定申告書の可能性について公表しました。新申告書では、居住納税者が当年度保有する銀行口座、発生支出額と合わせて海外旅行詳細、外国資産の追加開示が要求されていました。

数回にわたる陳情をもとに、インド税務当局は所得税申告書の見直しを行い、続いていくつかの変更点を提案しました。

主要な変更点

▶ 外国資産の報告

現行規則では居住納税者は外国資産を報告することが要求されていました。しかしながら、インド市民でなく、業務上、雇用上、あるいは学生ビザでインドに滞在している居住納税者は、その資産が納税者がインドに居住する前に取得し、当年度その資産から所得を得ていない場合、外国資産の報告を要求されないことが今回提案されました。

▶ 外国旅行の報告

以前リリースされたドラフトの申告書フォームでは、納税者は外国旅行の詳細情報を発生支出額とあわせて提供しなければならないとされていました(業務用の出張時の経費を除く)。外国旅行の記録や関連支出の保管に伴う困難を考慮し、納税者はパスポート番号を報告するのみとされています。

▶ 銀行口座詳細の報告

銀行口座詳細の報告の緩和も提案されています。現行規則では、他の詳細情報のうち、納税者は、全ての口座の税務年度末の残高を報告することが要求されていました。今や、納税者は税務年度保有している口座番号とIFSコード(注)を報告することが要求されているだけです。過年度3年間動きのなかった銀行口座は報告する必要はありません。

(注) IFSコード: Indian Financial Systemコードと言い、銀行名と支店名を表します。日本の場合、金融機関コードと支店コードがこれに対応すると思われます。

▶ 確定申告期限の延長

これらの変更や申告書フォーム発行の遅延を鑑み、確定申告期限が当初の2015年7月31日から2015年8月31日まで延長となることが提案されました。新しい確定申告書のフォームは6月第3週までに入手可能となる予定です(新申告書フォームについては次項目参照)。

次のステップ

提案されている変更点は歓迎すべきで、個人、とりわけインドで勤務している駐在員を安心させるものです。一旦、新申告書フォームが発表された後、検討を要する他の問題も出てくる可能性があります。

プレスリリースでは、確定申告期限が延期されたものの、新申告書フォームは6月第3週に入手可能となるので、個人は確定申告を完了させるためのスケジュールに留意する必要があります。

3. 直接税中央委員会が新申告書フォームを公表

直接税中央委員会(CBDT)は、2015年4月15日及び6月22日付けの通達(No.41/2015及びNo.49/2015)を発し、課税年度2014-15用の個人所得税に関する所得税申告(ITR)フォームへ改正を行いました。通達はまた、所得税申告(ITR)フォームの申告方法を変更するため、所得税規則12条を改正しました。直接税中央委員会(CBDT)はこれまで課税年度2014-15年において、個人やヒンズー不分割家族(HUF)に適用される所得税申告(ITR)を通知しています(Form ITR-1、ITR-2、ITR-2A及びITR-4S)。直接税中央委員会(CBDT)は課税

年度2014-15年において、他の納税者のため所得税申告(ITR)フォームの通知はまだ公表されていません。

海外旅行の詳細(パスポート番号の提供以外)やインドの銀行残高の報告義務を緩和しており、これは納税者の懸念に対処するものであり、安心させるものです。

また、使いやすいITR1のため非課税所得の限度を廃止し、簡素化されたITR2Aの導入は多数の給与所得階級の納税者の利用が可能となり、コンプライアンス負担を軽減することになります。

ビジネス/雇用/学生ビザの駐在員に、過去に取得した国外資産(課税年度中、当該資産から所得が発生していない)を開示するか否か、選択肢を提供したことは歓迎すべき動向ではあるものの、緩和の方法が、懸念を招いているといえます。この選択肢は、法律規則ではなくITR2への注釈により提供されているからです。従い、どちらを選択するかは、ブラックマネー法で、新たに規定された罰金と起訴の可能性の観点から慎重に評価する必要があります。また、配偶者及び扶養家族に対するオプションの利用可能性について、家族滞在ビザであっても評価が必要になります。

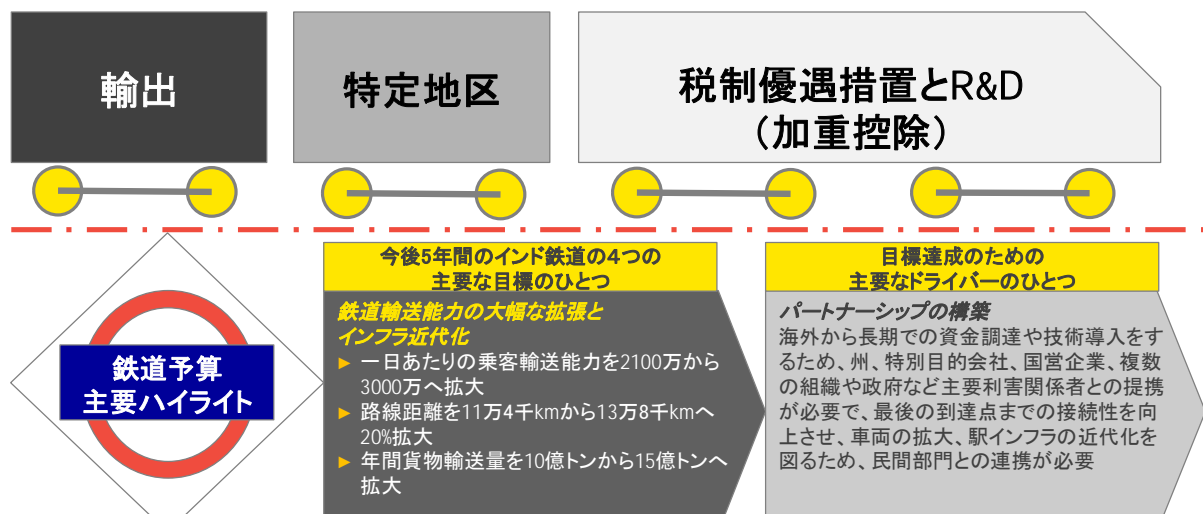
居住者への増大する国外資産及び所得の報告義務は、慎重な評価と重い罰金や起訴の可能性を回避するためコンプライアンスが必要になります。

4. Make in India: 鉄道インフラ業界の動向(2)

インドの鉄道インフラに投資する理由?

- ▶ 最近、鉄道インフラ部門で100%の直接投資(FDI)が許可されている
- ▶ インドの鉄道事業は、官民パートナーシップによる納入を模索し始め、官民パートナーシップを通して1兆USドルのプロジェクトの受注を目指している
- ▶ 鉱山や港周辺の隅々まで鉄道を接続することは、経済活動を押し上げることになる。官民パートナーシップの基、特別目的会社(SPV)により実行することが提案されている
- ▶ 様々な港へ鉄道の接続を強化するため、官民パートナーシップの基、特別目的会社(SPV)を通じてインドの鉄道網は広がる
- ▶ 官民パートナーシップ投資を巻き込んで、全ての主要な駅でエスカレーター、エレベーター及び歩道橋の設置を進めること目指す
- ▶ インド鉄道は、高齢者や障害者の為に移動を容易にする電動カーのような、乗客に快適性を提供するため、個人やNGO、信託、慈善団体、法人、などを介してプライベート・エクイティが関与することを目指す

各種インセンティブ



2015年度鉄道予算:主要ハイライト

- ▶ **参加型モデル**で、未発達の港湾や鉱山への鉄道接続プロジェクト。プロセスの簡素化と政策の一貫性を確保
- ▶ **ムンバイ-アーメダバード間高速鉄道**のフィージビリティ調査は2015年半ばに完了予定
- ▶ **ダイヤモンド**四辺形での高速鉄道路線の調査を委託
- ▶ 現在120駅の他に更に650駅に**トイレを設置**。車両内には**バイオトイレ**を設置
- ▶ 新たな路線の早期完成を実現し、最終的には最も必要とされる産物輸送のルートを提供し、同時に鉄道収益を生み出せるよう、主要な公共部門の会社との合弁会社設立を提案
- ▶ **ムンバイ都市交通プロジェクト(MUTP - III)** が開始されるべき
- ▶ 特定の主要線車両の客車内や郊外の女性専用車両に試験的に**監視カメラ**を設置
- ▶ 特定のShatabdi(特急)列車にライセンス料付加で**車両内エンターテイメントサービス**を開始
- ▶ **駅再開発**政策を改良し、入札を募集する
- ▶ (鉄道従業員の)**PFT(肺機能テスト)**方針を改訂
- ▶ 交通の**自動貨物輸送割戻しスキーム**の拡充
- ▶ **“外国鉄道技術提携スキーム”**を開始
- ▶ 主要な運営及び保守活動のグローバルベンチマーク
- ▶ 重点的にプロジェクト開発、人材動員、土地収用、重要な鉄道プロジェクトの実施と監視を行うため、各州との**合弁会社設立**
- ▶ **沿岸接続プログラム**。鉄道省と港湾が提携し、Nargol、Chharra、Dighi、Rewas、Tuna間を接続
- ▶ 鉄道ソーラーミッションの一環としての太陽光発電。今後5年間で鉄道省と私有地の開発者による1000MWのソーラー発電所の設置、再生不可エネルギー省の補助金/実行可能性ギャップ資金提供により鉄道ビル建設
- ▶ 機関車の**騒音レベル**を国際基準同等におさめる
- ▶ **インクレディブル**インドのための**インクレディブル**鉄道を開始

5. コラム「不正との闘い」



文責:チェンナイ事務所 小林 祐介

監査をする中で不正事件に遭遇することがある。私の場合は、ある専門商社の監査の最中に起きた。営業担当者が架空売上を計上し、翌月に売上の取消処理を行っていた。売上の取消処理は社内ではチェックされる決まりだが、営業担当者はチェック水準額より少し低い金額で、多数の取引を捏造していた。

日本では業績目標達成のために従業員が不正を働くケースが多いが、インドではより直接的にお金を手にするための不正が多いと聞く。

架空発注、経費の水増し、幽霊社員への給与支払などの手口で資金を社外に流出させたとしても、その痕跡は財務数値に必ず表れる。とりわけ資産勘定や経費勘定について明細レビューや変動分析を行うことは不正の早期発見に有効である。

その他に、先のケースで言えば、一定金額以上の売上取消処理だけでなく、取消処理回数の頻繁な営業担当者のデータ分析を行っていれば、不正を早期に発見できた可能性がある。

日本の企業文化の中で従業員を疑うことはストレスである。このストレスとどう闘っていくかは我々の課題である。

※ FIDSチーム(Fraud Investigation & Dispute Services不正対策・係争サポート)では、業種特有の不正案件について研究を行い、早期の発見・防止に取り組んでいます

コメント

ブラックマネー法が施行された今、新申告書フォームの要件に沿って、できるだけ正確に税務ポジションを明確にしながら、確定申告を行うことが求められます。それが将来、税務調査に発展させないための予防手段であり、調査に発展した場合でも、最大の防御手段となるでしょう。将来に禍根を残さないよう、私どもは喜んでお手伝いさせていただきます。

Disclaimer

尚、当ニュースレターの内容に関し、原文上の誤謬、誤訳を含む不備に伴う金銭的または非金銭的損害につきましては、インド及びその他のアーンストアンドヤングは一切の責任を負いかねますことご了承ください。